

# 島田市ウェブサイト機能強化業務委託仕様書

## 1 業務名

令和2年度 島田市ウェブサイト機能強化業務委託

## 2 業務期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

## 3 業務目的

島田市では、平成31年4月から積極的にデジタルマーケティングの手法の導入に向け取組を行っている。デジタルマーケティングの導入は、インターネットやモバイル端末の普及を背景に民間企業において加速度的に進み、更に近年はAI技術の急速な技術革新等に伴い、その活用は一層深化している。また、行政機関においても、生活者のデジタルシフトに対応するため、観光施策を中心に施策効果の最大化等を狙いとして、導入に向けた動きが始まっている。

近年の情報氾濫社会においては、インターネット上に情報が溢れているため、ウェブサイトの機能としては「情報の量」ではなく、情報を届けたいユーザーが「必要としている情報」「情報を処理しやすい」という視点で情報を整理する必要がある。また、ユーザーの行動が急激に変化していく中で、その変化に対応していくためには、ウェブサイトも同様に短いスパンでユーザー視点に立った機能強化を実施していく必要がある。

今回の業務は、マーケティング的思考により、消費者の購買行動モデル、ファネルの考え方における各フェーズにおいてウェブサイトを活用する。また、トリプルメディアにおけるオウンドメディアとしての島田市における情報発信を強化するとともに、ペイドメディア、アードメディアからのランディングページ（以下「LP」）としての機能を強化することで、島田市のウェブサイトマーケティングに活用できるように機能強化し、デジタルマーケティングの手法による効果の最大化を図るための基盤を整備することを目的とする。

## 4 業務概要

島田市のウェブサイトにおける現状を把握した上で、ユーザーエクスペリエンス（以下「UX」）を意識したデザインや導線設計及びSEOフレンドリーや購買行動モデルにおける各フェーズ等を意識し、島田市がマーケティングに活用できるウェブサイトへと機能強化することとする。

なお、ウェブサイトの機能強化については、複数年（3年程度、全体で5,000万円程度を想定しており、本業務に係る3,025万円も含む）の実施を想定している。そのため、提案にあたっては、最終的に完成するウェブサイトのイメージ及び令和2年度に実施する範囲を明確にするものとし、ウェブサイトとしての基本的な機能は令和2年度に整備するものとする。

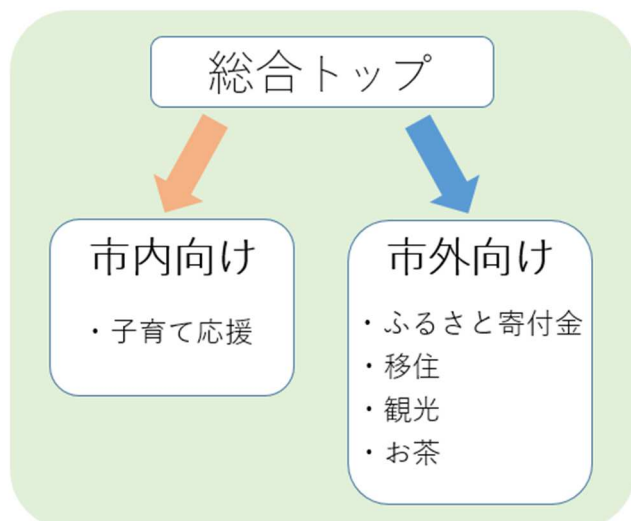
具体的な実施内容については、提案のあった内容を基に島田市と協議の上、決定するものとする。

## 5 実施業務

### (1) ウェブサイト機能強化業務

下記のメインとなるターゲットを想定したセグメントで整理し、各テーマにおける現状分析からウェブサイトの機能強化又は構築を行うものとする。なお、各テーマにおける機能強化にとどまらず、島田市のウェブサイト全体での相乗効果が得られるような一体的なウェブサイトとしての機能強化を目指すものとする。

#### 【セグメント整理】



#### 【テーマ】

- ・子育て応援：子育て応援サイトしまいく  
(参考 URL： <http://www.shimaiku.jp>)
- ・ふるさと寄附金：ふるさと寄附金特設サイト  
(参考 URL： <https://www.city.shimada.shizuoka.jp/furusato>)
- ・観光：観光サイト  
(参考 URL： <https://www.city.shimada.shizuoka.jp/kanko>)
- ・移住：移住定住ポータルサイト住んでごしまだ  
(参考 URL： <http://iju-shimada.jp>)
- ・お茶：「島田のお茶」のブランディングと新規ウェブサイトサイト構築

### (2) 写真の撮影

ウェブサイト機能強化におけるユーザーの興味関心を高める写真の撮影をするものとする。

## 6 委託内容

### (1) ウェブサイト機能強化

#### ① 基本的な業務内容

ア 下記に掲げる各テーマの主目的を十分に理解し、島田市のマーケティングとして活用できるウェブサイトに機能強化を行う。

#### (ア) 子育て応援

島田市における子育てに関する「知りたい」「相談したい」「つながり

たい」といった多様なニーズに応える、コンシェルジュとしてのウェブサイトの機能強化を図る。

(イ) ふるさと寄附金

島田市へのふるさと寄附金の寄附者数の増加による地場産品・地場産業の振興を目的としたウェブサイトの機能強化を図る。

(ウ) 観光

現在、島田市観光戦略プランを策定中（9月策定予定。6月には方向性が決定する予定）であり、島田市観光戦略プランにおける国内及びインバウンドをターゲットに、「稼ぐ観光」を目的としたウェブサイトの機能強化を図る。

(エ) 移住

島田市の人口減少の抑制、地域コミュニティ維持及び地域の活性化を図るため、島田市への移住促進を目的としたウェブサイトの機能強化を図る。

(オ) お茶

島田市が日本一の茶産地として、維持及び発展していくために「稼ぐ茶業」を目指した島田市のお茶のブランディングとその有効活用を実現するウェブサイトの構築を図る。

イ ウェブサイトの簡素化、表示スピードの最適化や分かりやすいURLなど、検索エンジンのアルゴリズムを十分に理解した上でのSEO対策を実施すること。

② 言語

日本語とする。ただし、テーマ「観光」に関しては、日本語、英語の2か国語以上とする。

③ 制作内容

ア デザイン・情報設計

- ・各テーマにおけるユーザーの視点に立ったデザインとすること。
- ・ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮し、ユーザー目線での情報設計を行うこと。
- ・UXの考え方について、提案書に記載すること。

イ コンテンツ

- ・各テーマにおけるカテゴリー分け（カテゴリートップの構成等）の素案を提案書に記載すること。
- ・各カテゴリー内の記事コンテンツ等において、ユーザーに効果的に訴求させる考え方、アプローチの方法、カテゴリーごとの編集方針を、具体的に提案書に記載すること。
- ・各テーマの既存サイトの記事コンテンツ等の活用に係る方向性を提案書に記載することとし、既存サイトの記事コンテンツ等の詳細な活用方法等については、島田市と協議の上、決定するものとする。

#### ウ 各種タグの導入・設定

- ・ウェブサイトにおいて効果検証等が行うことができるよう、Google タグマネージャー及び Google Analytics を導入、設定すること。
- ・ Google Analytics のアカウントは、各テーマの詳細を確認できるアカウントと各テーマを横断して全体を把握することができるアカウントを用意すること。
- ・ Google タグマネージャー及び Google Analytics のアカウントについては、島田市と協議の上、決定すること。
- ・既存サイトと同様の Google Analytics アカウントを使用する場合は、ウェブサイトの切り替え等において、Google Analytics データの損失を最小限に抑えるものとする。

#### エ コーディング・システム実装

- ・ウェブサイトを構成する製品や技術は、W3C (World Wide WEB Consortium) が策定・公開している標準的な規格等に準拠するとともに、アクセシビリティに関しては、JIS X 8341-3:2016 に準拠し、国際標準もしくは業界標準に対応すること。
- ・画面操作時において、利用者にストレスを与えない応答時間を確保すること。
- ・島田市が効果的にウェブサイトを運用できるように、専門的な知識がなくても簡易なマニュアルで操作できる汎用的なシステムを設け、島田市でも編集できるよう仕組みを検討すること。
- ・iframe 指定や RSS 情報の取得などにより、既存のウェブサイト記事の活用・連携を視野に入れて構成案を検討すること。
- ・ページの追加、機能の改善に容易に対応できるシステム設計であること。
- ・SNS (Facebook、Instagram、Twitter 等) アカウントとリンクする場合のアカウントについては、島田市と協議の上、決定すること。
- ・その他、ユーザー目線で実装すべきシステム等 (サイト内検索機能等) があれば、提案すること。

#### オ ドメイン

- ・本業務における各テーマのドメインに関する考え方を提案書に記載すること。
- ・既存サイトのドメインを変更する又は新たなドメインを取得する場合は、島田市と協議の上、決定すること。

#### カ サーバ

- ・既存サイトのサーバを継続して使用する又は新たにサーバを調達する等の本業務におけるサーバの考え方を提案書に記載すること。なお、新たにサーバを調達する場合は、下記の要件を満たすこと。
- ・サーバは、外部のデータセンター (日本国内に所在し、当該データセンターの運用事業者は、当該データセンターを対象に、ISO27001 又は同等の認証を取得していること。) に設置されたセキュリティの高いサーバを受託

者が用意すること。また、当該サーバは、インターネットと常時接続していること。

- ・サーバ又はサーバとしての利用領域を第三者の利用領域と物理的又は論理的に分離すること。
- ・サーバ・システムの動作監視・運用監視、サーバ容量の監視を常時実施できる体制を整備すること。
- ・外部からの不正アクセスやデータ改ざん等の悪意ある攻撃を受けないよう、対策を講じること。また、OSの脆弱性を解消するために、常に最新のセキュリティーパッチを適用すること。
- ・セキュリティー対策の作業手順（報告ルール等）を定め、万が一、不正アクセス等の異常が検知された場合は、速やかに島田市に報告し、対策を講じること。
- ・ログインID及びパスワードによるアクセス制限は、以下の全ての項目について対策を徹底し、パスワードを強固な文字列（大小文字、数字及び記号のランダム組み合わせ、最低8文字以上）にすること。
  - ※ サーバ自体の管理機能（ウェブ画面等）
  - ※ ウェブコンテンツ更新機能（ウェブ画面）
  - ※ サーバ管理上、有効化している全ての接続機器
- ・ウイルス対策ソフトウェアをサーバに導入し、リアルタイム検索を実施すること。
- ・サーバ上の不必要なサービスを停止するか、通信ポートを遮断すること。
- ・最新のセキュリティー情報を定期的に確認すること。
- ・ウェブサーバに対するコンテンツ更新元の端末機及び遠隔でサーバの管理操作をする端末機には、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、リアルタイム検索を実施すること。
- ・契約期間中において、ウェブサイトの保守を円滑に実施するため、電話、電子メール等による受付窓口を有した保守体制（サポート体制）及び連絡体制を整備するとともに、障害時等において速やかな復旧作業対応を可能とする体制を保持しておくこと。
- ・データのバックアップを行える体制を整備すること。
- ・障害が発生した場合に速やかにシステムを復旧でき、復旧するまでは一連の技術サポート（代替サーバの手配やバックアップを用いたデータ環境の復旧など）を提供できる体制を整備すること。
- ・障害事後対策として、収集した障害情報をもとに原因を分析し、同様の障害が発生しないように是正措置・予防措置を講じること。

#### キ 保守

- ・サーバ等のセキュリティーの確保に係る保守及びウェブサイトの軽微な修正等の運用に係る保守等について、必要と考えられる保守に対する考え方を提案書に記載すること。その際に、想定する保守体制及び事業者等を具体的に提案すること。

## ク 動作確認

- ・スマートフォン、タブレット及び PC による動作確認をターゲット層における通信回線速度環境を十分に配慮した上で実施し、各デバイスに最適化された表示がされるよう確認すること。
- ・動作確認等に必要な機器は受託者において準備し、テストが円滑に行えるよう環境を整備すること。
- ・スマートフォン、タブレットについては、iPhone、iPad、Android 系端末等において動作確認を行うこと。
- ・PC の利用者側の端末性能については、一般的な性能を有する端末において支障なく利用できることを確認すること。
- ・OS、ブラウザについては一般的に普及している OS (Windows、MacOS、Linux 等)、ブラウザ (IE、Safari、Google Chrome、Firefox 等) により支障なく利用できるものとする。

## ケ 公開

- ・テスト環境でのウェブサイトの確認等を行い、サーバー・ドメインの準備が整い次第、ウェブサイトを公開すること。各テーマにおけるウェブサイトの公開時期の期限については、下記を想定している。

※子育て応援：令和3年3月末

※ふるさと寄附金：令和2年9月末

※観光：令和2年12月末

※移住：令和2年12月末

※お茶：令和3年3月末

## コ 特記事項

### (ア) 共通

- ・現状分析を行うための既存サイト Google Analytics アカウントの提供は可能（本業務の契約締結後）。

### (イ) 子育て応援

- ・子育て応援サイトしまいくの9割はモバイル端末により閲覧している。
- ・コミュニケーションアプリ「LINE」により定期的な情報発信を行っている。
- ・しまいく LINE の友だち数：約 2,240（うち、25～45 歳女性が 8 割）。

### (ウ) ふるさと寄附金

- ・寄附者の 95%がふるさと納税ポータルサイトによる寄附。
- ・令和2年度において、9月頃～12月頃までの間にウェブ広告配信を実施する予定。
- ・ふるさと寄附金特設サイトにリンクをする「ふるさと納税ポータルサイト」は、現時点では3サイトだが、令和2年7月頃に4サイトに増える予定。
- ・現状分析等において令和元年度に実施したウェブ広告配信の結果データの提供は可能（本業務の契約締結後）。

- ・令和2年度に実施するふるさと寄附金に係る調査データの提供は可能（本業務の契約締結後）。
- ・ふるさと寄附金をしたことがない潜在層へのアプローチも必要であると考えている。

(エ) 観光

- ・ターゲット層等は、島田市観光戦略プランの内容を踏まえ設定するものとし、島田市と協議の上、決定する。なお、現時点におけるインバウンドのターゲットは、富士山静岡空港の就航先等を想定している。
- ・島田市観光戦略プラン策定において実施した調査データの提供は可能（本業務の契約締結後）。
- ・島田市のシティプロモーション「島田市緑茶化計画」との関わり方についても検討すること。

(オ) 移住

- ・主に首都圏からの移住者をターゲットしている。
- ・移住体験ツアーや移住相談会を開催している。
- ・島田市の現状としては、10代、30代が転入超過となっている。
- ・令和2年度において、下半期にウェブ広告配信を実施する予定。
- ・令和2年度に実施する移住に係る調査データの提供は可能（本業務の契約締結後）。

(カ) お茶

- ・島田市茶業振興協会や島田市のシティプロモーション「島田市緑茶化計画」との関わり方についても検討すること。

(キ) 独自提案

- ・ウェブサイト機能強化における効果の最大化を図るために有効な手段等については、独自提案として提案することも可能とする。

サ その他

- ・現在、島田市が所有するウェブサイト等に掲載されている写真等を使用する必要がある場合は、島田市と協議の上、決定する。
- ・記事等の校正について、原則として受託者の責任校正とする。
- ・サーバの新設や新たな保守等の令和3年度以降に経常的に発生すると思われる経費については、想定される費用を提案書に記載すること。

(2) 写真の撮影

① 基本的な業務

- ・ウェブサイト機能強化におけるユーザーの興味関心を高める写真の撮影をするものとする。
- ・撮影する素材については、島田市内の観光資源等のマーケティングに活用できる素材を選定し、撮影すること。

② 写真の撮影

ア 写真の枚数

- ・100枚以上を成果品として島田市へ納品すること。

## イ その他

- ・写真撮影等に係る経費（交通費等も含む）は、全て当初の契約金額に含むものとする。

## 7 留意事項

- ・本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、島田市と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・各業務上で必要となるアポイントメント、取材及びウェブ等への掲載許諾など、全て受託者の責任において行うこと。
- ・本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て島田市に移転するものとし、受託者は、島田市に対して著作権人格権を行使しないものとする。
- ・写真素材については、使用目的により島田市が使用を許諾する場合がある。
- ・成果品については、第三者の著作権等の法律で定められた権利・利益を侵害していないことを保証すること。
- ・第三者の著作権等の法律で定められた権利・利益の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・事業実施のための個人情報の取扱いについては、島田市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 16 号）を遵守しなければならない。
- ・欧州経済領域（EEA）域内から域外へ個人データの移転を行う場合は、EU 一般データ保護規則（GDPR：General Data Protection Regulation）コンプライアンスへの対応を受託者において検討の上、対策を行うこと。
- ・島田市は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- ・島田市公式ホームページのドメイン（city.shimada.shizuoka.jp）は、静岡県自治体情報セキュリティクラウドにおける Web Application Firewall（以下「WAF」）を経由するルートとなっている。島田市公式ホームページのドメイン配下にあるテーマ（ふるさと寄附金・観光）を同ドメインで継続利用し、なおかつ、CMS 等の変更を行った場合は、WAF に係る打鍵試験及びチューニング等で別途費用が発生する可能性がある。

## 8 中間報告

令和 2 年 10 月頃を目途に中間報告を行うこと。なお、報告内容については、島田市と協議の上、書面にて提出すること。

## 9 成果品

- (1) 提出物



- ・簡易的な操作マニュアル データ納品（編集可能な形式）
  - ・Google Analytics 等の設定情報 データ納品（編集可能な形式）
  - ・写真 データ納品
- (2) 提出場所
- ・島田市市長戦略部デジタルトランスフォーメーション推進課
- (3) 提出期限
- ・令和3年3月31日

## 10 総括責任者

受託者は、本業務の実施に当たり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。また、提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

## 11 その他

- ・本業務に係るアポイントメント、調整、撮影、編集・校正、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、宿泊費、各種データ費等）及び既存サイト保守業者に発生する作業費等は、全て当初委託金額に含む。
- ・既存サイトに係る内容については、リスク分担や責任の所在を明確にしたリスク分担表などを既存サイトの保守業者や島田市と共有すること。
- ・本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、島田市の承認を得ることとし、進捗状況を綿密に島田市に報告すること。
- ・業務完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、島田市に提出すること。
- ・本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて協議し、島田市が承諾した場合はこの限りでない。
- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは島田市と受託者が協議の上、定めることとする。
- ・上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- ・業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに島田市が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うものとし、かかる経費は受託者の負担とする。